

「半導体全製造工程見学会・交流会」企画・運營業務委託仕様書

1 委託業務名

「半導体全製造工程見学会・交流会」企画・運營業務（以下「業務」という。）

2 事業目的

本業務は、高専、大学、大学院生に対し、半導体の全製造工程を一貫して学べる見学会やエンジニアとの交流会を実施し、半導体関連産業への就職を志す人材を創出することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) 半導体全製造工程見学会・交流会の実施

参加者が県内半導体関連企業（以下「企業」という。）等を訪問し、工場等の施設見学や体験に加え、エンジニアとの交流等を通じて、半導体関連産業への就職を志す人材を創出する見学会・交流会を実施。

ア 実施時期

令和8年8月から10月までの間。特に、学生の長期休暇（夏休み等）に合わせ実施すること。

イ 実施方法

中型バス等により、参加者を企業等へ案内する。

ウ 実施内容

- ・ 福岡半導体リスクリングセンターを活用し、座学を実施すること。
- ・ 半導体の全製造工程を一貫して学べるよう、以下の工程を見学できる企業を訪問する見学会・交流会を企画・実施すること。

①材料

②設計

③前工程

④後工程

⑤試験・検査

⑥製造装置

- ・ 企業ごとに、以下の内容を盛り込むこと。

①企業概要説明

②工場等の施設見学・体験等

③エンジニアと参加者との意見交換

- ・ 実施に当たっては、受入企業と事前に打ち合わせを行い、当日のスケジュール等を共有するとともに、参加者の引率、進行等を行い、円滑な事業運営を図ること。

エ 実施目標

- ・ 参加企業 6社程度

- ・ 参加者数 40名程度

(2) 受入企業の募集・決定

受託事業者は、技術人材育成室と協議の上、受入企業並びに具体的な行程及び内容を決定する。

(3) 参加者の募集・決定

ア 参加対象者は概ね次のとおりとする。

- ①高等専門学校生
- ②大学生
- ③大学院生

イ 募集に当たっては、多くの参加を促すため、ホームページやチラシ、ポスター等により広く周知、広報を行うこと。

ウ 各企業が求める人材に応じて、特定の学科等の学生を重点的に募集するなど、創意工夫を行うこと。

エ 募集が定員を上回る場合は、技術人材育成室と協議の上、参加者を決定すること。

(4) 事業の管理運営

ア 参加者への周知、広報のため、本業務の専用ページを作成し、開催概要等を掲載すること。

イ 専用ページには、申込フォームを整備するなど、ページ上で参加申し込みが可能な機能を付与すること。なお、申込フォームは、県職員が随時アクセスでき、結果や進捗を確認できる仕様にする。

ウ 専用ページのリンクは県ホームページでも掲載するため、管理者専用画面を設け、ブラウザを通じて ID 及びパスワード認証にて県職員がログインできる仕様にする。

エ 本業務に必要な機材、消耗品、資料等を準備すること。

(5) 受入企業及び参加者へのフォロー

ア 受入企業及び参加者に対しては、当日の流れ等を事前に案内すること。

イ 受入企業及び参加者に対するアンケートを実施し、企画運営の参考とするとともに、技術人材育成室へアンケート結果を報告すること。

ウ 参加者のアンケート結果について、受入企業へ報告すること。

5 進捗報告

・参加者の申込状況等、技術人材育成室からの進捗状況に関する問い合わせに対し、スムーズに報告できる体制を整えること。

・本業務の実績、進捗状況、業務運営に当たっての課題・問題点等については、終了後に受託事業者で検討を行い、技術人材育成室からの要求の有無に関わらず、随時報告すること。

6 実績報告

委託業務完了の日から起算した10日を経過した日または令和9年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式は任意）を提出して検査を受けること。

なお、事業実績報告書には次の項目を含まなければならない。

- 委託業務の実施内容
- 委託業務収支決算（計算）書

- 委託業務に係る支出費目別内訳
- その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- ※ 上記書類は、紙媒体（A4判）及び電子ファイル（Word、Excel、PowerPoint いずれかのファイル形式及びPDF形式）にて提出すること。

7 再委託について

本業務の実施において再委託を行う場合は、事業者の選定は公正に行い、あらかじめ技術人材育成室に書面で承認を得ること。

また、再委託事業者へ研修会等を実施し、進捗管理の徹底及び事業間連携を図ること。

8 苦情対応体制の整備

- (1) 本業務の実施に係る苦情対応体制を整備し、業務開始前に書面により技術人材育成室に報告すること。なお、苦情対応体制の整備に当たっては、苦情対応責任者（正・副）、報告・連絡体制を盛り込むこと。
- (2) 本業務の実施に当たって、苦情等が発生した場合は、速やかに技術人材育成室へ報告の上、対応について協議するとともに、苦情等の申出者に対しては誠実な対応に努めること。
- (3) 苦情対応を行った場合は、その経過、対応策及び今後の業務改善策や問題・課題解決策を取りまとめ、文書により速やかに技術人材育成室へ報告すること。

9 実施に当たっての留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、委託者である技術人材育成室の監督・指示に従わなければならない。また、技術人材育成室からの質問や臨時の検査、資料の提示等の指示に従わなければならない。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。
- (4) 本事業に関し、受入企業や参加者の情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、事業の目的の達成に必要な範囲内で行うこと。
- (5) 本業務により得られた成果は、技術人材育成室に帰属するものとする。
- (6) 技術人材育成室が事業の運営上必要な措置を講ずるべき事案が発生したと判断した場合は、受託事業者は、技術人材育成室の指示に基づき迅速かつ適切に対応しなければならない。
- (7) そのほか、本仕様書に定めのない事項については、技術人材育成室と受託事業者が協議し、決定するものとする。